

札幌医科大学附属総合情報センター図書館利用規程（平成 19 年 4 月 1 日規程第 166 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、札幌医科大学附属総合情報センター図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する事項を定めるものとする。

（利用者）

第 2 条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1） 札幌医科大学（以下「本学」という。）の教職員
- （2） 本学の学部学生、大学院学生、専攻科学生、委託生、聴講生、科目等履修生、外国人留学生
- （3） 本学の研究生、研修医、名誉教授、研究員等
- （4） 本学卒業又は修了生及び本学元教職員
- （5） 北海道内在住の地域医療従事者
- （6） 北海道職員
- （7） 「北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス」加盟館の教職員、学生
- （8） 他図書館及び他教育研究機関等の紹介者
- （9） その他附属総合情報センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

2 前項第 1 号から第 3 号に掲げる者を「学内者」、第 4 号に掲げる者を「卒業生等」、第 5 号から 9 号に掲げる者を「学外者」という。

（開館時間）

第 3 条 図書館の開館時間及び特別開館時間は、次のとおりとする。ただし、センター長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

区 分		開館時間	特別開館時間
月曜日から金曜日	通常開館	9 時～20 時	20 時 15 分～翌日 9 時
	短縮開館（長期休業）	9 時～17 時	17 時 15 分～翌日 9 時
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日		－	9 時～翌日 9 時

2 特別開館時間の利用者は、第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる者に限る。

（休館日）

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- （1） 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- （2） センター長が別に定める日

（利用者カード）

第 5 条 利用者には、本人の申請に基づき、図書館の利用者カードを交付する。ただし、本学の学生証の発行を受けた者は、その学生証をもって利用者カードに代えるものとする。

2 利用者は、図書館を利用するときは利用者カード又は学生証を携行し、必要に応じて提示しなければならない。

（資料の管理）

第 6 条 本学所蔵の図書、雑誌等（以下「資料」という。）は、事務局の所管に係るものを除き、図書館が管理する。

2 資料の保管場所は、図書館のほかセンター長が指定する場所（以下「講座等」という。）とする。

（閲覧）

第 7 条 利用者は、図書館資料（特殊資料室所蔵資料を除く。）を自由に閲覧することができる。

2 利用者（学外者は除く。）は、講座等に保管している資料を利用する場合は、当該講座等の責任者の指示に従うものとする。

（貸出）

第 8 条 利用者（第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 7 号に掲げる者に限る。）は、貸出を制限する資料を除き、所定の手続きを経て、資料の館外貸出を受けることができる。

2 利用者（学外者は除く。）は、講座等に保管している資料を利用する場合は直接当該講座等から貸出を受けるものとする。

(貸出冊数及び期間)

第9条 貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

区 分		一般図書		製本雑誌		視聴覚資料	
		冊 数	期 間	冊 数	期 間	点 数	期 間
学 内 者	教職員、大学院学生、研究生等	無制限	14 日間	無制限	3 日間	3 点	3 日間※
	学部学生、専攻科学生、科目等履修生、聴講生	6 冊	14 日間	6 冊	3 日間		
		(図書・製本雑誌合わせて 6 冊まで貸出)				※資料に「貸出可」と明記のあるもの	
卒業生等	卒業生、修了生、元教職員	3 冊	14 日間	貸出不可		貸出不可	
学 外 者	北海道地区大学図書館協議会相互利用サービス加盟館	5 冊	14 日間	貸出不可		貸出不可	
	その他	貸出不可		貸出不可		貸出不可	

2 学生に対する長期休業中の貸出については、その都度揭示するものとする。

(返却)

第10条 資料の貸出を受けた者は、貸出期間の満了の日までに当該資料を返却しなければならない。ただし、貸出期間内であっても、センター長が返却を命じたときは、速やかに返却しなければならない。

(複写又は印刷)

第11条 利用者は、図書館内に設置する複写機で複写又は印刷することができる。ただし、文献複写にあたっては著作権法(昭和45年法律第48号)を遵守しなければならない。

2 図書館内に設置する複写機で複写又は印刷する際の経費は、利用者が負担する。

(相互利用)

第12条 利用者は、本学に求める資料がない場合には、次に掲げる図書館相互利用サービスを受けることができる。

(1) 他館利用依頼書(紹介状)の発行(学内者に限る。)

(2) 他館への文献複写依頼(第2条第1項第7号及び第8号に掲げる者を除く。)

(3) 他館への現物借用依頼(第2条第1項第7号及び第8号に掲げる者を除く。)

2 相互利用サービスが有償の場合は、利用者が負担する。

3 他館から利用申込みがあったときは、センター長は、本学の教育研究に支障のない範囲でこれを許可することができる。

(情報の検索)

第13条 利用者は、オンライン目録(OPAC)等により、資料等を検索することができる。

(参考調査)

第14条 利用者(学外者は除く。)は、図書館に、資料の利用、情報検索、事項調査、文献所在調査等の質問又は調査を依頼することができる。

(館内施設の利用)

第15条 利用者(学外者は除く。)は、センター長の承認を受けて、研究個室及びセミナー室を利用することができる。ただし、センター長は、利用目的に応じて、その利用を制限することができる。

2 各施設の利用については、別に定める。

(遵守事項)

第16条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 資料及び図書館の施設を汚損し、又は破損しないこと。

(2) 資料を転貸しないこと。

(3) 利用者カードを転貸しないこと。

(4) 館内のルール及びマナーに従うこと。

(5) 図書館の職員の指示に従うこと。

(利用の制限又は禁止)

第 17 条 センター長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害の賠償)

第 18 条 利用者は、資料又は施設を汚損し、破損し、又は忘失したときは、速やかにセンター長に届け出るとともに、センター長の指示に従い、相当の現品又は代価をもって、賠償しなければならない。

(センター長への委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、札幌医科大学附属総合情報センター運営委員会に諮り、センター長が別に定める。ただし、緊急を要する場合には、センター長の判断により図書館の利用を制限することができる。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日規程第 215 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 19 日規程第 4 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 13 日規程第 8 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日規程第 6 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 8 月 9 日規程第 51 号)

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 10 月 31 日規程第 56 号)

1 この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

2 本規程の施行に伴い、「札幌医科大学附属総合情報センター図書館利用規程施行細則」は令和 6 年 10 月 31 日をもって廃止する。